

議案第四十四号

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

港区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第十四条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセント以内で区規則で定める率とする。

3 第一項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、

その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。

第十五条第一項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第二項中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第三項中「保証人」を削り、「第十二条」を「第十一条」に改める。

付則第二条第一項中「。次項において「震災特別令」という。」を削り、「第十四条の」を「第十四条第二項の」に、「第十四条中「年三パーセント」を「第十四条第二項中「年三パーセント以内で区規則で定める率」に改め、「（保証人を立てる場合にあつては無利子）」を削り、同条第二項中「及び保証人」及び「及び震災特別令第十四条第七項」を削る。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区災害弔慰金の支給等に関する条例第十四条及び第十五条第三項の規定は、平成三十一年四月一日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八

年法律第八十二号)の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第十六号)の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号)の一部改正を踏まえ、災害援護資金の貸付利率を変更するほか、新たな償還方法を追加するため、本案を提出いたします。